

資料 2

いわてアール・ブリュット魅力発信業務

業務仕様書

令和 5 年 6 月
岩 手 県

いわてアール・ブリュット魅力発信業務仕様書

この仕様書は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「いわてアール・ブリュット魅力発信業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を示すものである。

1 業務名

いわてアール・ブリュット魅力発信業務

2 委託契約期間

契約締結の日から令和6年2月29日まで

3 業務の内容

県内の優れたアール・ブリュット作品を広く周知し、その魅力を発信することにより、障がい者等の創作意欲の醸成を図るとともに、県民の障がい者芸術に対する関心を高める。

4 仕様

(1) 巡回展の開催

ア 作品は、県内の障がい者の創作活動を支援している障がい者福祉関係事業所等から、20 作品程度を収集・展示すること。また、作品の出品者に対して、謝金を支給すること。

イ 作品の選考については、選考機関として実行委員会を立ち上げ、実施すること。実行委員会は10 名程度で組織し、委員については、障がい者支援事業所、障がい者関係団体、教育機関関係者、行政機関関係者、美術関係者等で構成すること。また、委員に対して、謝金及び旅費を支給すること。

ウ 巡回展の内容等を企画し、実行委員会の事務局、作品の出品者又は出品者の所属する施設との連絡調整及び事前準備から当日運営・撤去作業を含めた一切の業務を行うこと。ただし、内容については本事業の目的に基づいたものとするとし、必要に応じて、県と協議しながら進めること。

エ 巡回展の広報・宣伝については、県民が触れやすい媒体を活用し行うこと。

(ア) 本事業のポスター（1,000 部程度）及びリーフレット（10,000 部程度）をそれぞれ作成のうえ、県内各地に掲示や配布等を行うこと。

(イ) その他、予算の範囲内で、テレビCMの放映やSNSの活用等により、効果的な広報・宣伝に努めること。

オ 巡回展の会場は、盛岡市及びその他1 か所（県央以外の広域振興圏）を設けること。

なお、会場設定の考え方や開催期間等は、次のとおり。

(ア) 盛岡市

① 会場 公共施設等

(会場設定の考え方)

より多くの県民の来場を見込める場所とすること。

② 開催期間 2週間から3週間程度

(イ) 県央以外の広域振興圏のうち1か所

① 会場 公共施設等

(会場設定の考え方)

より多くの県民の来場を見込める場所とすること。

また、令和4年度(※)と別の地域(市町村)とするよう努めること。

※ サン・リアショッピングセンター(大船渡市)

② 開催期間 2週間から3週間程度

カ 作品の搬入・搬出については、専門的な業者に依頼することとし、確実かつ安全な方法で行うこと。

キ 巡回展における展示方法については、必要なパネル及び額縁等を用意し、鑑賞者が鑑賞しやすく、かつ一般県民に対しアール・ブリュット作品についての理解を促進するよう工夫すること。

ク 全ての作品展が終了後、収集・展示した作品については、作品の出品者又はその出品者の所属する施設に確実に返還すること。

ケ 各作品展において、来場者数等を把握のうえ、県に報告すること。また、今後事業を展開するに当たり参考となるよう来場者に対してアンケート調査を実施すること。

コ 上に定めたもの又はその他の事項について、必要に応じて、県と協議しながら進めること。

(2) 作家インタビュー動画の制作

ア アール・ブリュットに係る普及啓発を図るため、作家の人柄や作品に対する思い等について、作家にインタビューを行い、作家インタビュー動画を制作すること。

イ 作家インタビュー動画の内容等を企画し、関係各所との連絡調整及び事前準備から動画放映の実施・撤去作業を含めた一切の業務を行うこと。ただし、内容については本事業の目的に基づいたものとし、必要に応じて、県と協議しながら進めること。

ウ 制作した動画は、(3)の特設ホームページ上に掲載するほか、(1)オの広域振興圏展示で放映すること。

エ 動画放映において、視聴者数等を把握のうえ、県に報告すること。

オ 上に定めたもの又はその他の事項について、必要に応じて、県と協議しながら進めること。

(3) 特設ホームページにおけるデジタル展覧会の実施

ア 作家の発表の場及び作品の鑑賞機会を確保するため、特設ホームページにおけるデジタル展覧会を実施すること。

- イ デジタル展覧会では、本巡回展に出品されたすべての作品画像及び作家紹介等を掲載すること。併せて、巡回展及びアール・ブリュットの周知を図ること。
- ウ デジタル展覧会の開催期間は、本巡回展開催時点から令和5年度内とすること。
- エ 特設ホームページの閲覧者数等を把握のうえ、県に報告すること。
- オ 上に定めたもの又はその他の事項について、必要に応じて、県と協議しながら進めること。

5 成果物

成果物については、次のとおり作成し、県に提出すること。

(1) 内容

ア 実施報告書（カラー、2部）

本仕様書の内容に従い本業務を実施したことを、次の内容を含めて作成すること。

- (ア) 各会場における作品展の様子を撮影したカラー写真を掲載すること。
- (イ) 巡回展の来場者を対象としたアンケート調査の実施結果及び分析結果を掲載すること。
- (ウ) 作家インタビュー動画及び実績報告書・広報物のカラー印刷の元データをDVD等により提出すること。
- (エ) デジタル展覧会の掲載画面の写真及び閲覧者数等を報告すること。

イ 広報物（カラー、各2部）

巡回展の広報・宣伝に用いたポスター及びチラシ等の広報物 一式

ウ その他、本業務で作成した資料のうち県が指示する資料 一式

(2) 納入場所

岩手県文化スポーツ部文化振興課（〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県庁12階）

(3) その他

- ア 受託者がデジタル化し、県に納入した成果物に係る一切の権利（翻案権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条）及び二次的著作物利用権（同法第28条）を含む。）は、県に帰属するものとする。
- イ 写真等の著作権・肖像権処理等、権利関係の処理を済ませたうえで成果物を納入すること。また、これらに関する紛争が生じた場合には、受託者の責任において対応するものとし、県は責任を負わないこと。

6 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは運営等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、上記アに該当しない限りにおいて本業務の一部を第三者に委託することができる。その際、事前に県に対して、書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する監視方法等、必要事項を報告し、了承を得なければならない。
- ウ 受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受託者は、再委託の相手方に対して、本業務の受託と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方の契約においてその旨を定めるものとする。

エ 受託者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況等の履行状況について報告を行わせるなど適正な履行の確保に努めるものとする。また、受託者は、県が本業務の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、その履行状況について県に対して報告し、また、県が自ら確認することに協力するものとする。

オ 受託者は、県が承認した再委託の内容について変更しようとするときは、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、県の承認を得るものとする。

(2) 再委託の相手方

受託者は、(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した文書により必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、(1)イにより再委託を受けた者について、本業務の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に県に書面で通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

ア 本業務によって作成される成果は、県から受託者に本業務に係る費用が完済されたとき、受託者から県へ移転するものとする。ただし、権利の移転前であっても、県が必要な範囲において成果品を利用できるものとする。

イ 受託者は、本業務の成果物に係る著作権人格権（著作権法第17条）を行使又は主張しないものとする。

ウ 受託者は、成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、当該著作物の使用に関して費用負担を含み一切の手続を行うものとする。

(5) 機密の保持

ア 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、県から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態は問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示、漏えい及び本業務に係る作業以外の目的で利用してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報は除くものとする。

(ア) 県から取得した時点で、既に公知であるもの。

(イ) 県から取得後、受託者の責によらず公知となったもの。

(ウ) 法令等に基づき開示されるもの。

(エ) 県から秘密でないと指定されたもの。

(オ) 第三者への開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に県に協議のうえ、承認を得たもの。

イ 受託者は、県の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製しないものとする。

ウ 受託者は、本業務に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講ずるものとする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行するために個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

(7) その他

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

(個人情報の持出しの禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(保有の制限)

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- (1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。
- (2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項(資料の返還等)

第10 受注者は、業務を処理するために、受注者自ら取得し、又は作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後使用する必要がなくなった場合は、直ちに速やかに、かつ、確実に廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(個人情報の運搬)

第11 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する必要があるときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第12 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

- 2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合において、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。
- 4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の手續及び方法について具体的に定めなければならない。
- 5 受注者は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第13 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第15 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

- 2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。